

石川県医師会 令和 7-10-31 第 7-258 号

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

[illegible]

[illegible]

様式 2

法人名 医療法人社団かわきた眼科クリニック
所在地 石川県金沢市野町一丁目3番67号

※医療法人整理番号	00174
-----------	-------

財 産 目 録
(令和7年6月30日現在)

1. 資 産 額	181,263 千円
2. 負 債 額	32,943 千円
3. 純 資 産 額	148,320 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	80,335
B 固 定 資 産	100,928
C 資 産 合 計 (A+B)	181,263
D 負 債 合 計	32,943
E 純 資 産 (C-D)	148,320

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団かわきた眼科クリニック
所在地 石川県金沢市野町一丁目3番67号

※医療法人整理番号 00174

貸借対照表
令和7年6月30日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	80,335	I 流動負債	9,564
II 固定資産	100,928	II 固定負債	23,379
1 有形固定資産	39,790	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	530	負債合計	32,943
3 その他の資産	60,608	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 出資金	8,000
		II 積立金	140,320
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	148,320
資産合計	181,263	負債・純資産合計	181,263

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団かわきた眼科クリニック
所在地 石川県金沢市野町一丁目3番67号

医療法人整理番号 00174

損 益 計 算 書
自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日

(単位：千円)

科目		金	額
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			171,091
2 事業費用			171,804
	本来業務事業損失		713
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
	附帯業務事業利益		0
	事業損失		713
II 事業外収益			1,399
III 事業外費用			0
	経常利益		686
IV 特別利益			2,520
V 特別損失			406
	税引前当期純利益		2,800
	法人税等		467
	当期純利益		2,333

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名 医療法人社団かわきた眼科クリニック
所在地 石川県金沢市野町一丁目3番67号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団かわきた眼科クリニック

理事長 川北 聖子 殿

私は、医療法人社団かわきた眼科クリニックの令和6会計年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年8月28日

医療法人社団かわきた眼科クリニック

監事 川北 雅隆